

平成25年4月からの

保育園・幼稚園・幼児園の入園案内



市立保育園 法人立保育園 市立幼児園(中時間・長時間保育課程)

■対象年齢

- 市立保育園・幼児園(中時間・長時間保育課程)
…生後6カ月後～5歳児
- こだま乳児保育園…生後3カ月後～2歳児
- 他の法人立保育園…生後3カ月後～5歳児

■対象者

入所希望月の初日に、本市に在住し、市民として登録がある人

■入所基準

入所希望月に次の①～⑦のいずれかに該当し、子どもが保育に欠ける場合に対象となります。詳しくは、申込書をご覧ください。

なお、入所承諾後の中時間保育課程(保育時間16時まで)と長時間保育課程の変更はできませんので、1年をとおしてお考えください。

- ①居宅外で労働することを常態としている
- ②居宅内で子どもと離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている
- ③死亡、行方不明、拘禁などの理由で親がいない
- ④出産の前後、病気、負傷、心身に障がい等を有するなどの状態にある
- ⑤長期にわたり、疾病状態、心身に障がい等を有するなどの状態にある同居の親族を常時介護している
- ⑥震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたる
- ⑦市長が認める①～⑥に類する状態にある

■保育料

保護者の前年分の所得税などによって決定します。市立保育園・幼児園(中時間・長時間保育課程)も法人立保育園も、同じ額となります。なお、保育園保育料は平成25年度から保育料徴収基準を改定します。詳細については、申込書をご覧ください。

中時間保育課程の保育料は、長時間保育課程の保育料の4分の3の額となります。

■就学前保育の民活施策について

平成20年7月23日、保育のさらなる充実を目

的に「就学前保育に民間活力を導入する施策」を決定し、その計画の一環として、一部の市立保育園・幼児園(中時間・長時間保育課程)の法人化に取り組んでいます。

この計画に基づき、平成22年4月から、大宝保育園を法人化しました。

表の備考欄に「*」の表示がある3園が、今後の法人化計画の対象となっています。

- 治田保育園…平成26年度までをめぐり、近隣に法人立園を誘致し、同法人立園に機能を移転する計画です。
- 治田西幼児園(中時間・長時間保育課程)…平成26年度までをめぐり、近隣の法人立保育園の定数拡大や誘致により、同法人立園に機能移転などをする計画です。
- 金勝第2保育園…施設運営のあり方について、施設管理者(日本中央競馬会)と協議する計画です。
ただし、条件が整った施設については、順位を繰り上げて取り組むものとします。

市立保育園・法人立保育園・市立幼児園(中時間・長時間保育課程)					
園名	区分	保育課程		電話番号	備考
		中時間	長時間		
金勝第1 幼児園	市立	○	○	558-0250	
金勝第2 保育園	市立	○	○	558-0068	*
葉山 幼児園	市立	○	○	552-0079	
葉山東 幼児園	市立	○	○	553-9102	
治田 保育園	市立	○	○	552-1079	*
治田東 幼児園	市立	○	○	554-0054	
治田西 幼児園	市立	○	○	553-4651	*
大宝西 保育園	市立	○	○	553-6990	
こだま 保育園	法人立	—	○	554-5262	
グランマの家 保育園	法人立	—	○	554-1744	
こだまふれんど 保育園	法人立	—	○	554-3239	
治田西カナリヤ第三 保育園	法人立	—	○	553-3907	
こだま乳児 保育園	法人立	—	○	554-0581	
大宝 保育園	法人立	—※	○	552-2088	

※大宝保育園の中時間保育課程は平成24年度をもって終了します。平成25年度以降は実施しませんので、ご注意ください。

市立幼稚園 市立幼児園（短時間保育課程）

■対象年齢

3歳児～5歳児

■対象者

申込書提出時に、本市に在住し、市民として登録がある人

■申込み受付

乳幼児数の増加に伴い、限られた施設を有効に活用するため、昨年度に引き続き、就学を控えた4・5歳児の入園を優先することとします。

このため、3・4・5歳児の入園申込みを10月に一斉に受け付け、先に4・5歳児のクラス数を決定します。

その後、各園における残りの保育室の状況に応じて3歳児の受け入れを行います。申込み人数が3歳児の受け入れ数を超えた園への入園については、その園に申込みをされた当該通園区域内の全ての3歳児を対象として抽選を行います。抽選となった場合は、10月末日までに郵送にて通知します。また、市ホームページにも掲載しますので、ご覧ください。抽選がない場合は、通知はし

ません。なお、抽選の結果、入園できなかった人は、通園区域外で受け入れ可能な園を選ぶことも可能です。

■保育料

●5・4歳児…年額108,000円（月額9,000円）

●3歳児…年額120,000円（月額10,000円）

●預かり保育料…1回250円（14～16時）

※平成25年度から保育料および預かり保育料を上記金額に改定します。なお、平成24年度末に栗東市立幼稚園に在園していて、引き続き25年度も4月当初から在園する場合は、経過措置として卒園までの間、現行の保育料を適用します（預かり保育料を除く）。

保育園・幼稚園・幼児園の 申込書の交付・受付の日時と場所

●時間…8時30分～17時15分

●場所…各保育園、幼稚園、幼児園、幼児課

※施設見学を希望する人は、事前に各園へ電話でお問合せください。

※現在（平成24年度中）、保育園・幼稚園・幼児園に在園している園児も、申込みが必要です。

※同一世帯から、保育園・幼児園（中時間・長時間保育課程）と幼稚園・幼児園（短時間保育課程）との両方に申し込むことはできません。

※入所基準に該当すると認められない場合や、受け入れ可能人数を超えた場合は、入園できないことがありますので、ご了承ください。

市立幼稚園・ 市立幼児園（短時間保育課程）		
園名	電話番号	3歳児が抽選となった場合の抽選日
金勝第1幼児園	558-0250	11月7日(水)午後
葉山幼児園	552-0079	11月9日(金)午前
葉山東幼児園	553-9110	11月6日(火)午前
治田幼稚園	552-2756	11月12日(月)午後
治田東幼児園	552-1717	11月5日(月)午後
治田西幼児園	553-4641	11月16日(金)午後
大宝幼稚園	552-1698	11月14日(水)午前
大宝幼稚園分園	551-5242	11月14日(水)午後
大宝西幼稚園	553-3788	11月5日(月)午前

	申込書交付日	申込み受付日
市立幼稚園 市立幼児園 (短時間保育課程)	9月24日(月)～ 9月28日(金)	10月9日(火)～ 10月12日(金)
市立保育園 法人立保育園 市立幼児園(中時間・ 長時間保育課程)		10月15日(月)～ 10月19日(金)

申込みについての詳しい問合せ…

幼児課

☎551-0424 ☎551-0149

または各園へ

9月9日(日)～15日(土)は救急医療週間

救急医療週間について

毎年9月9日は「救急の日」です。救急医療および救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、9月9日を「救急の日」とし、この日を含む一週間（9月9日から9月15日）を「救急医療週間」として救急業務の普及啓発運動を全国的に実施しています。

この期間中、湖南広域消防局ではさまざまな行事を計画しており、救急車の適正利用の広報、AED（自動体外式除細動器）の普及啓発および応急処置の重要性などの普及啓発広報活動を重点的に実施しています。また、湖南広域消防局管内の各消防署では「救命手当の正しい知識と技術」を習得していただくため、約3時間の救命講習を実施しています。詳しくは最寄りの消防署へお問合せいただくか、湖南広域消防局ホームページ <http://www.konan-kouiki.jp/konanshoubou> をご覧ください。

救急車は正しく利用しましょう

湖南広域消防局管内における平成24年上半期の救急出動件数は5,854件で、前年比184件の増加となっています。構成4市の救急出動件数内訳は、草津市2,493件（前年比112件増加）、栗東市1,056件（前年比52件増加）、守山市1,261件

（前年比24件増加）、野洲市1,004件（前年比2件増加）となっており、また、名神高速道路や管外では40件（前年比6件減少）となっています。搬送人員は5,508人で、出動件数に比例して前年比182人の増加となっています。

救急車で搬送された人の約6割が入院を必要としない軽症です。この中には、本来、救急車を利用する必要がなかった人がいる可能性もあります。救急出動が増えると、一刻を争う重症傷病者への到着が遅れ、生死に関わる傷病者の「救える命」が救えなくなる可能性があります。

緊急性がなく、自分で病院に行ける場合は救急車以外の交通機関などを利用してください。傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院へ連れていったほうがよいと思ったときは、迷わず119番通報してください。診察可能な病院が分からない場合は、救急医療情報案内（☎553-3799）をご利用ください。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。



問合せ…健康増進課 管理係

☎554-6100 ☎554-6101

湖南広域消防局 救命救急課

☎552-9922 ☎552-0988

ドクターカーとドクターヘリが運行されています

湖南広域消防局管内（草津市、守山市、栗東市、野洲市）では、重症救急患者の救命率や社会復帰率を向上させるため、ドクターカーとドクターヘリが運行されています。ドクターカーは済生会滋賀県病院（栗東市）が、ドクターヘリは大阪大学医学部附属病院（大阪府吹田市）が基地病院となっています。ドクターカーとドクターヘリは消防機関や医療機関からの出動要請に基づいて、救急医療の専門医師や看護師が同乗して出動し、現場から適切な医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができる専用車両・機です。市民から直接出動要請をすることはできません。

なお、ドクターカーとドクターヘリの医師による診察、救命処置などが行われた場合、医療費（保険診療内）は患者の負担となります。サイレンを鳴らしながら緊急走行するドクターカーが接近してきたときは、道を譲るなど、市民の皆さんのご協力をお願いします。

問合せ…健康増進課 管理係 ☎554-6100 ☎554-6101



広げよう地域の連携！ 高めよう防災力！

地域を守る消防団

消防団は、市内に「住んでいる」「働いている」消防団員によって構成される市の消防機関です。

消防団員は、普段の仕事とは別に、火災や大規模災害が発生したときに自宅や職場から駆け付ける、非常勤特別職の地方公務員です。消防団は誰でも参加できる活動です。あなたの力を消防団で活かしませんか。詳しくは、生活安全課 総合防災・危機管理係にお問合せください。



◎消防団ポンプ車を更新しました

栗東市消防団は、男性分団4分団、ポンプ車4台、女性分団1分団で、いざというときに備え日々訓練に取り組んでいます。本年7月にはポンプ車4台のうち、1台をより送水能力の高い車両に更新しました。市では今後も「自分たちのまちを災害から守る」消防団活動のための装備を充実していきます。



問合せ…生活安全課 総合防災・危機管理係
☎551-0109 FAX 551-0149

里道・水路など

法定外公共物の占用や工事は許可手続きが必要です

法定外公共物（里道・水路など）とは

道路法が適用される「国道・県道・市道」や河川法が適用される「一級河川」のように、法律が適用される公共物のことを「法定」公共物というのに対し、法律が適用されない公共物を「法定外」公共物といい、一般的には里道や水路と呼ばれています。この法定外公共物の多くは、農道や農業用水路として利用され、栗東市法定外公共物管理条例において管理や必要な規制などを行っています。

法定外公共物は地域にとって最も身近な公共財産で、個人や法人が無断で独占的に使用することはできません。占用や工事などには許可が必要です。無許可の占用や使用を是正するため、許可申請や払い下げなどの相談を受け付けています。



▲里路・水路の例

法定外公共物に関する主な手続き

① 占用や工事の許可申請

法定外公共物管理条例に基づく許可を受けて、占用や工事を行うことができます。

例えば…

- 宅地前の水路に、出入りをするための橋を架けたい場合
- 宅地内の雨水を水路に放流したい場合
- 家の外塀を境界線に合わせて設置するため、一時的に里道を掘削したい場合など
- ② 用途廃止申請（里道や水路の用途を廃止するとき）
法定外公共物の機能がない場合で、その用途の廃止をする手続きです。法定外公共物の払い下げを受ける場合には、用途廃止手続きをしてからでないと払い下げができません。
- ③ 普通財産譲渡申請（用途廃止された土地を買い取るとき）

用途廃止された土地は払い下げを受けることができます。申請者は原則として当該物件の隣接土地所有者で、申請後に不動産鑑定士の調査などにより譲渡価格が決定されます。

※これらの手続きに関しては、土木管理課 管理・用地係にお問合せ、ご相談ください。

問合せ…土木管理課 管理・用地係
☎551-0292 FAX 552-7000

交通安全について考えよう

9月21日(金)～9月30日(日)は秋の全国交通安全運動期間です。この機会にみんなで交通安全について考えてみましょう。

昨年に比べ、市内の交通事故件数は減少しましたが、死亡事故が発生しています。

交通事故は、交差点や交差点付近で多く発生しています。特に通り慣れた身近な交差点では、安全確認がおろそかになりがちです。

交差点では…

- 歩行者・自転車は、しっかり止まって必ず「安全確認」
 - 車は、減速し確実な「安全確認」
- 事故に遭わない・起こさないために、必ず自分の目で安全を確かめましょう。

市内交通事故発生状況（本年1月～6月）

項目		前年比
交通事故（人身事故）発生件数	153件	-28件
死者数	2人	+2人
負傷者数	216人	-14人

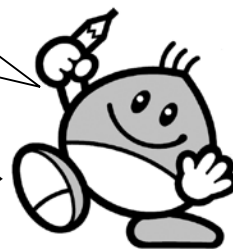
9月21日(金)7時45分から南草津駅周辺にて街頭啓発を実施します。（雨天の場合は9月25日(火)）

問合せ…生活安全課 交通政策係

☎551-0291 FAX 551-0149

生涯学習のまちづくり

生涯学習講座に参加しませんか？



栗東市生涯学習のまちづくり
マスコットキャラクター
「くりちゃん」

あらゆる世代の住民が集い、学習やまちづくりの地域の拠点施設であるコミュニティセンターを活用し、学習の場を通じて地域住民の交流が深まるよう主に次の生涯学習事業を実施しています。

はつらつ教養大学

はつらつ教養大学は、おおむね60歳以上の人を対象とした教養講座です。

はつらつ教養大学では「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」をキャッチフレーズに、健康・医学、防犯、音楽・芸術などのテーマを中心に、受講者や地域の皆さんの意見や希望を取り入れながら、楽しく・ためになる講座を開催しています。講座は5月から始まっていますが、これからの参加も大歓迎ですので、お気軽にご参加ください。

その他の生涯学習講座

次に、子育て・まちづくり・環境をテーマとしてあらゆる世代の人を対象とした講座です。テーマに沿って、「親子食育パン作り教室」「平和学習」「 hidroカルチャー教室」など趣向を凝らした

から気軽に参加できる講座を開催しています。今後も「音楽絵本」「しめ縄教室」など皆さんに喜んでいただけるような講座を計画しています。講座の詳細については、各地域のコミュニティセンターだよりで広報しますので、多くの皆さんの参加をお待ちしています。



◀ hidroカルチャー教室



平和学習▶

問合せ…生涯学習課 生涯学習推進係
(学習支援センター内)

☎551-0145 FAX 552-5544



くりちゃんバス

平成23年度の乗車人数と運行費用

「くりちゃんバス」は、皆さんの日常生活における移動手段の確保や地球環境保全、交通渋滞緩和などを目的に平成15年度に運行を開始し、適宜ダイヤなどの見直しを行いながら、現在まで継続して運行を行っています。

昨年度の利用・収支状況を次のとおりお知らせします。これからも「くりちゃんバス」をご利用ください。

平成23年4月～平成24年3月乗車数

大宝循環線・宅屋線	12,053人
草津駅・手原線	25,008人
葉山循環線・治田循環線	11,059人
金勝循環線	1,815人
合計	49,935人

平成23年度事業費

全路線事業費	5,612万3千円
うち県補助金	364万5千円



問合せ…生活安全課 交通政策係

☎551-0291 ☎551-0149

●くりちゃんバスホームページ

<http://kurichan-bus.com/>

あなたも一緒に活動しませんか？

認知症キャラバン・メイトを募集します！

市では、認知症になっても、安心して暮らし続けられるまちを目指して、認知症の人を地域で支えるための取り組みをしています。

取り組みの一環として、サロン・各種団体・企業・学校などで認知症サポーター養成講座（寸劇やクイズなどで認知症について楽しく学べる学習会）を実施しています。その講師役である「認知症キャラバン・メイト」を養成するための講座を開催します。

認知症について関心をお持ちの人で、何か活動をしたい、得られた知識と経験を活かしてみたいと思っている人は、右記の日程で講座を開催しますので、ぜひご参加ください。お待ちしております。



■対象…次のいずれにも該当する人

- 月2回程度の活動ができる
- 介護経験、ボランティア経験がある
- 「認知症キャラバン・メイト養成研修」を受講できる

■認知症キャラバン・メイト養成研修

開催日…10月30日(火) 9:30～16:30

場所…栗東市役所2階 第1会議室

受講料…無料

定員…15人

申込締切…10月1日(月)



申込み・問合せ…

長寿福祉課 地域包括支援センター

☎551-0285 ☎551-0548

安養寺景観まちづくり協議会

部会活動の紹介・会員募集

安養寺景観まちづくり協議会では、景観まちづくりを通じて「住んで良かった。これからも住み続けたい」と思えるまちを目指し、テーマごとの部会を設けて活動を展開しています。

◎花と緑部会

市役所庁舎前ロータリーの花壇に四季を感じる花々を植え、住民と職員の協働作業としてコミュニティガーデンを作りました。今後は、安養寺東のたご公園にて、コミュニティガーデンづくりを目指して、ワークショップ形式で計画づくりにあたっています。



▲市役所ガーデン活動

◎A+plus部会

栗東高校や国際情報高校などの学生との共同企画として、安養寺を中心とした店舗や気になる人

物などを紹介し、安養寺のまちを歩きたくないガイドブック作りを目指しています。

ガイドブック・プロジェクトのワークショップ▶



■会員を募集しています

安養寺景観まちづくり協議会では、会員を募集しています。活動意欲のある主体的な人々の入会をお待ちしています。会員の要件は次のいずれかです。

- 安養寺に在住、または在勤の人
- 安養寺に在住・在勤ではないが、安養寺景観まちづくりに関心のある人

※テーマ別の部会（景観ルール部会・花と緑部会・A+plus部会など）に参加することが前提です。

※詳しくは、都市計画課までお問合せください。

問合せ…都市計画課 景観・まちづくり係

☎551-0116 ☎552-7000

地域で大活躍のスポーツ推進委員！

“生涯スポーツで 地域を まちを
笑顔に 元気にしたい！”

ご存じですか？ 皆さんのまちにスポーツ推進委員（旧名称：体育指導委員）がいることを。

各学区に3人、市内で27人のメンバーが、地域の運動会やスポーツ大会、ニュースポーツの講習会など、地域の皆さんと協力しながら生涯スポーツの楽しみを広げる活動を行っています。

スポーツを通じて人と人がつながり、顔の見えるコミュニティづくりをサポートし、「いつでも、どこでも、だれでも、そして、いつまでも」を合言葉に、活力ある地域づくり、元気なまちづくりに取り組んでいます。

地域でスポーツのことに困ったら、気軽にスポーツ推進委員にご相談ください。

▶ 昨年の滋賀県の研修大会。本年は栗東市で8月に開催されました



◀ 揃いのユニフォーム。第2回ふれあいニュースポーツ大会の1コマ

栗東生まれのニュースポーツ「スロージョウロウ」子どもからお年寄りまで楽しめます



平成24年度 今後の事業予定

- 11月11日(日)…第6回ジャパンスロージョウロウ大会
- 1月13日(日)…第56回耐寒アベック登山大会
- 2月24日(日)…第8回栗東市スリータッチボール大会ほか

問合せ…栗東市スポーツ推進委員協議会事務局
(文化体育振興課内)

☎551-0318 ☎552-5544

市長からの メッセージ

～市民の皆さまへ～



学校・家庭・地域が連携し、子どもを守り育てる

昨今、いじめ問題そのもの、また、いじめに対する学校・教育委員会・行政の姿勢が大きく問われています。

このような状況の中、子どもたちが「いじめの側」にも、「いじめられる側」にもならないために、学校・教育委員会・行政はもちろんのこと、学校・家庭・地域がいっそう連携する必要があるとの思いを強くしています。

これまでも、市内小・中学校では、子どもたちとの教育相談や保護者との懇談会の実施、日々の子どもたちとのふれあいなどにより、いじめを見逃さないための環境づくりに努めてきています。また、教育委員会においては、いじめに関する相談ができるよう、今回新たに「(仮称) 栗東市いじめホットライン」を開設します。このような取り組みにより、いじめを決して起こさせない、万が一起きた場合も見逃さず、細やかで組織的な対応を行うことのできる環境を整備していきます。家庭や地域においても、子どもを守り・育てる環境づくりにご協力をお願いします。

新学期が始まります。学校・家庭・地域が今後もしっそう連携して、子どもたちが伸び伸びと元気に育つことのできる栗東市を目指し、取り組みを進めていきます。

栗東市長 野村昌弘



◀子どもを守り・育てる地域づくり(4月14日、金勝学区防犯連絡協議会青色回転パトロール出動式)

○市ホームページでは、市長の「元気創造日記」で、日々の主な公務内容やそれらを通じて感じたことなどを発信しています。

■市長の「元気創造日記」

<http://www.city.ritto.shiga.jp/mayor/genkisouzou/>

～連帯保証人になること～

Q 10年ほど前、知人に頼まれアパートに入る際に連帯保証人になった。その知人が家賃を滞納したらしく、大家から2年間分の家賃約200万円の請求があった。知人とは疎遠になり、ここ数年連絡も取っていないが、支払わなければならないだろうか。(50歳代 男性)

A 10年以上前の賃貸契約でも、更新されるたびに連帯保証契約も続くと考えられます。連帯保証人は、借りた本人(賃借人)と同等の地位となるため、連帯保証人にいきなり返済を求めることも可能となります。

したがってこの相談の場合も、連帯保証人にも賃借人同様の支払い義務があります。

賃借人が同じ賃貸住宅に住み続けている間は契約関係も続いており、連帯保証人をやめるためには、賃貸人と賃借人の了解が必要です。連帯保証人を引き受ける前には、よく考えましょう。

困ったことがあれば、消費生活相談窓口にご相談ください。

問合せ…生活安全課 消費生活相談窓口
☎ 551-0115 ☎ 551-0149

草津警察署安全伝言板



9月11日は「警察相談の日」 ～悩むよりかけて安心「#9110」～

警察では、犯罪などによる被害の未然防止に関する相談、国民の安全と平穏の確保のための相談に応じています。

緊急の事件・事故は「110番」、緊急でないご相談は、「#9110番」におかけください。

■警察相談のご案内

- 警察相談直通電話
☎525-0110 または #9110
- 大津少年サポートセンター
☎521-5735
- 暴力団追放ホットライン
☎527-2140
- 犯罪被害者サポートテレホン
☎521-8341
- Eメールでの相談
pa50@pref.shiga.lg.jp

※メールによる回答は行っていません。メールに名前・連絡先などの記載が必要です。

問合せ…草津警察署 警務課

☎ 563-0110 ☎ 563-0116